

議員提出議案第1号

渋川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり渋川市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年3月24日

渋川市議会議長 安カ川 信之 様

提出者 議会運営委員会
委員長 田中 猛 夫

別紙

議員提出議案第 1 号

渋川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
渋川市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年渋川市条例第 3 9 号）の一部を次のように改める。

第 5 4 条から第 5 6 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

理 由

刑法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。